

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○水域利用調整区域の指定…………… (危機対策課)	40
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (情報政策課)	42
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (情報政策課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	43
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	43
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	44

告 示

北海道告示第431号
 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。
 平成23年6月21日
北海道知事 高橋 はるみ

1 石狩浜海水浴場

(1) 区域
 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下1の事項において「基線」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点
 (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点
 (C点) 基線と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線に沿い100mの地点
 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使

用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年6月25日から同年8月14日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域
 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下2の事項において「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点
 (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
 (C点) 基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点
 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年6月25日から同年8月31日まで

3 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域
 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下3の事項において「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点
 (B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合方向170mの地点
 (C点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下3の事項において「基線2」という。）と海岸線が交差する地点
 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年7月1日から同年8月31日まで

4 銭函ヨットハーバー

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下4の事項において「基線1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線1上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下4の事項において「基線2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年6月25日から同年8月31日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下5の事項において「基線」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年7月2日から同年8月31日まで

6 蘭島海水浴場、サンリバー海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と同市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下6の事項において「基線1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と同市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下6の事項において「基線2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下6の事項において「基線3」という。)と海岸線が交差する地点

(F点) 基線3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と同市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下6の事項において「基線4」という。)と海岸線が交差する地点

(J点) 基線4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年7月8日から同年8月21日まで

7 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下7の事項において「基線」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点

(B点) A点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点

(C点) 基線と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点

(D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点

(E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点

(F点) E点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期 間 平成23年7月17日から同年8月15日まで

北海道告示第432号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成23年6月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成23年6月21日に一般競争入札の公告を行う道庁行政情報ネットワークLAN機器（振興局等及び出先機関）の賃貸借契約

(2) 資格 道庁行政情報ネットワークLAN機器（振興局等及び出先機関）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 LAN機器の賃貸借

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成23年6月1日現在において、引き続き2年以上物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応ができる体制を有すること。
- (3) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成23年6月21日から同年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第433号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

道庁行政情報ネットワークLAN機器（振興局等及び出先機関）の賃貸借一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成23年北海道告示第432号に規定する道庁行政情報ネットワークLAN機器（振興局等及び出先機関）の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

(2) 入札日時 平成23年8月1日（月）午後1時30分（送付による場合は、7月29日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5172

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 1, 2011

(If mailed, bids must no later than July 29, 2011)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,

Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Nishi 6-chome,

Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5172

北海道告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年6月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町共栄町6の1・106の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年6月21日

北海道胆振総合振興局長 石橋 秀規

- 1 落札に係る物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号1）
2台及び32,600枚（1台当たり）
 - (2) デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号2）
4台及び15,400枚（1台当たり）
 - (3) デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号3）
2台及び29,000枚（1台当たり）
 - (4) デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号4）
1台及び10,900枚（1台当たり）
 - (5) デジタル複写機等の賃貸借契約（入札番号5）
1台及び2,100枚（1台当たり）
- 2 落札を決定した日
平成23年4月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏名 株式会社道南事務機器
イ 住所 室蘭市本町1丁目5番7号
 - (2)ア 氏名 総合事務機株式会社
イ 住所 室蘭市東町2丁目23番11号
 - (3)ア 氏名 道南事務器株式会社
イ 住所 室蘭市中央町3丁目1番6号

- (4)ア 氏名 株式会社近藤商会室蘭支店
イ 住所 室蘭市常盤町 6 番17号
- (5)ア 氏名 サニー事務器株式会社
イ 住所 苫小牧市北光町 4 丁目 3 番 8 号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 0円
複写料金 1枚から15,000枚まで 0.73円
15,001枚から30,000枚まで 0.62円
30,001枚以上 0.60円
- (2) 基本料金 0円
複写料金 1枚から 5,000枚まで 1.20円
5,001枚から10,000枚まで 0.90円
10,001枚以上 0.80円
- (3) 基本料金 1円
複写料金 1枚から15,000枚まで 0.73円
15,001枚から25,000枚まで 0.65円
25,001枚以上 0.64円
- (4) 基本料金 5,100円
複写料金 1枚から 5,000枚まで 0.75円
5,001枚から10,000枚まで 0.75円
10,001枚以上 0.75円
- (5) 基本料金 0円
複写料金 1枚から 2,000枚まで 4.20円
2,001枚以上 4.20円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年 3 月18日付け北海道胆振総合振興局告示第34号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号むろらん広域センタービル

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第 5 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 6 月21日

北海道教育庁実習船管理局長 名 畑 雅 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
(2) 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成23年 6 月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町 3 番11号
- 4 落札金額
- (1) 55,335,000円
(2) 46,935,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示
平成23年 4 月26日付け北海道教育庁実習船管理局告示第 3 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号